

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第57号

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

(鳥取県薬事法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(店舗管理者の店舗外の実務従事許可)</p> <p><u>第4条 法第28条第3項ただし書の規定により、店舗販売業の店舗を管理する者が、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、法第28条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。</u></p> <p><u>3 法第28条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(営業所管理者の営業所外の実務従事許可)</p> <p><u>第5条 法第35条第3項ただし書の規定により、卸売販売業の営業所を管理する者が、その営業所以</u></p>	<p>(準用)</p> <p><u>第4条 法第27条の規定による一般販売業の業務の管理については、前条の規定を準用する。</u></p>

外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第35条第3項ただし書の許可をしたときは、別記様式第2号による許可証を交付するものとする。

3 法第35条第3項ただし書の許可を受けた者は、その実務に従事することをやめたときは、速やかに別記様式第3号による廃止届を知事に提出しなければならない。

(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)

第6条 知事又は総合事務所長は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年省令第10号)による改正前の省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換交付の申請)

第7条 配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第10条に規定する既存配置販売業者(改正法附則第13条第1項に規定する許可を受けた者を含む。)を含む。以下同じ。)又はその配置員は、法第33条第1項の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書(以下「身分証明書」という。)の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第5号による申請書を知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の再交付の申請)

第8条 略

2 略

(身分証明書の返納)

第9条 略

(配置販売業取扱品目変更指定書等の交付)

第5条 知事又は総合事務所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。

(身分証明書の書換え交付の申請)

第6条 配置販売業者又はその配置員は、法第33条第1項の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書(以下「身分証明書」という。)の記載事項に変更を生じたときは、身分証明書の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第5号による申請書に交付を受けた身分証明書を添え、知事に提出することによって行うものとする。

(身分証明書の再交付の申請)

第7条 略

2 略

3 前項の申請書には、身分証明書を破り、又は汚した場合にあっては当該身分証明書を、身分証明書を失った場合にあってはその理由を記載した書面を添えなければならない。

(身分証明書の返納)

第8条 略

(合格証明書等の交付申請)

第11条 略

2 次に掲げるものは、改正法附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、改正法第1条による改正前の法第28条第1項の許可(以下「薬種商販売業の許可」という。)を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。

(1) 略

(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者(当該店舗においてその業務を行う役員若しくは薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下「整備令」という。)第1条の規定による改正前の薬事法施行令(以下「旧政令」という。)第50条に定める者(以下この号において「役員等」という。))が旧政令第51条に定める基準に該当し、又は改正法第1条による改正前の法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。)

別記様式第1号(第3条、第4条、第5条関係)

管理薬局(店舗・営業所)外兼務許可申請書

略

上記により薬事法第7条(第28条・第35条)第3項ただし書の規定による許可を申請します。

(配置従事者の携帯する品目表)

第9条 配置従事者は、医薬品の配置販売に従事するときは、配置薬の品目表を携帯するものとする。

2 前項の品目表は、配置販売業者が作成したものであって、配置販売の許可を受けた品目であることの証明をしたものでなければならない。

(合格証明書等の交付申請)

第11条 略

2 次に掲げるものは、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、法第28条第1項の許可(以下「薬種商販売業の許可」という。)を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。

(1) 略

(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者(当該店舗においてその業務を行う役員若しくは政令第50条に定める者(以下この号において「役員等」という。))が政令第51条に定める基準に該当し、又は法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。)

別記様式第1号(第3条、第4条関係)

管理薬局(一般販売業)外兼務許可申請書

略

上記により薬事法第7条第3項ただし書(第27条)の規定による許可を申請します。

年 月 日

住所
氏名

印

鳥取県知事 様

別記様式第2号(第3条、第4条、第5条関係)

鳥取県指令第 号

管理薬局(店舗・営業所)外兼務許可証

氏 名

薬局(店舗・営業所)の名称(法人にあってはその名称)

薬局(店舗・営業所)の所在地

薬事法第7条(第28条・第35条)第3項ただし書の規定により、管理薬局(店舗・営業所)外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号(第3条、第4条、第5条関係)

管理薬局(店舗・営業所)外兼務廃止届

薬局(店舗・営業所)の所在地

薬局(店舗・営業所)の名称

氏 名

兼務許可の場所

廃止年月日

上記により兼務することをやめたので、お届けします。

年 月 日

住所
氏名

印

鳥取県知事 様

別記様式第2号(第3条、第4条関係)

鳥取県指令第 号

管理薬局(一般販売業)外兼務許可証

氏 名

薬局(一般販売業)の名称(法人にあってはその名称)

薬局(一般販売業)の所在地

薬事法第7条第3項ただし書(第27条)の規定により、管理薬局(一般販売業)外兼務を下記のとおり許可する。

年 月 日

鳥取県知事

印

記

兼務場所

兼務内容

許可期間

許可条件

別記様式第3号(第3条、第4条関係)

管理薬局(一般販売業)外兼務廃止届

薬局(一般販売業)の所在地

薬局(一般販売業)の名称

氏 名

兼務許可の場所

廃止年月日

上記により兼務することをやめたので、お届けします。

年 月 日 住所 氏名 鳥取県知事 様 別記様式第4号(第6条関係) 略 別記様式第5号(第7条関係) 略 別記様式第6号(第8条関係) 略	印	年 月 日 住所 氏名 鳥取県知事 様 別記様式第4号(第5条関係) 略 別記様式第5号(第6条関係) 略 別記様式第6号(第7条関係) 略	印
--	---	--	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第2条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改正後										改正前											
別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)										別表第2(第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)											
個別事項に係る事務処理権限										個別事項に係る事務処理権限											
所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称
		専決権者		委任権者		知事	地方機関 の長	部長	課長				地方機関 の長	知事	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長			
略										略											
医 療 指 導 課	四葉事法 第145 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(畜産 課の指導事 務に係るも のを除 く。)	略								総合事務所長	医 療 指 導 課	四葉事法 第145 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略								総合事務所長
		10 同法第26条第1 項の規定による店 舗営業の許可				知事	地方機関 の長	部長	課長				地方機関 の長	知事	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長			
		11 同法第28条第3 項ただし書の規定																	略		
10 同法第26条第1 項の規定による一 般営業の許可				知事	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長	知事	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長	総合事務所長							
11 同法第26条第3 項の規定による卸															略						

